

令和8年度 運転者適性診断受診料助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の助成対象機関で、千葉県内営業所に勤務する運転に従事する従業員が初任診断・適齢診断・一般診断の受診したものとする。

No	適性診断実施機関	TEL	FAX
1	(一社)千葉県トラック協会 適性診断事業課	043-301-3525	043-301-3526
2	(独)自動車事故対策機構千葉支所	043-350-1730	043-350-1731
3	五井自動車教習所	0436-21-3366	0436-22-7737
4	東洋自動車教習所	0479-64-0100	0479-64-0102
5	大佐和自動車教習所	0439-65-2211	0439-65-3615
6	(株)京成ドライビングスクール	03-6657-8868	03-3657-3187
7	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)(東京研修センター)	03-6426-0193	03-6426-0195
8	銚子貨物自動車運送事業協同組合	0479-23-2353	0479-23-2362

3. 受診期間 対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月末日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 助成金額 1名当り、3,800円とする。(初任診断・適齢診断)
1名当り、1,400円とする。(一般診断)
(千ト協が各講習実施機関へ直接支払う)
実施機関の初任診断、適齢診断、一般診断料と助成金額の差額は事業者負担
5. 受診方法 各機関に予約し受診すること。
 - (1) 千葉県トラック協会適性診断事業課で受診する場合
 - (2) 自動車事故対策機構千葉支所を利用する場合
 - ①自動車事故対策機構千葉支所で受診する場合
 - ②支部・協同組合が導入したナスバネットで受診する場合
※ナスバネットとはインターネットを介した適性診断システムです。
 - (3) ヤマト・スタッフ・サプライを利用する場合
 - ①ヤマト・スタッフ・サプライの千葉県内施設で受診する場合
 - ②支部の会場で受診する場合(県内出張診断のみ対象)
※出張診断等で生じる実費負担の交通費、会場費等については、助成の対象とはなりませんので、ご留意願います。
 - ③支部・協同組合が導入したYSSシステムで受診する場合
 - (4) 各自動車教習所等を利用する場合
支払額については、各教習所等へお問合せ下さい。
6. 助成人数 上限なしとする。